



2017年9月度 東西部会報告

明確性要件における 裁判所判断の分析

2016年度 特許第2委員会 第4小委員会

発表者 [東京] 松倉 英樹

(ジヤトコ株式会社)

[大阪] 勝地 浩基

(株式会社大阪ソーダ)



目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





1.概要

◆ Purpose

- 2016年度特許第2委員会第4小委員会の研究活動の報告



付属資料1

◆ Key points

- 明確性判断時には下記を念頭に判断すると良い

<ポイント>

- ・持つべき観点:第三者の予測可能性を奪うほど(第三者に不測の不利益を与えるほどに)に不明確かどうか
- ・特許請求の範囲、明細書、技術常識に基づき判断
- ・発明の技術的意義(目的,課題,効果)が参酌される場合あり
- ・特異な類型(PBP,測定方法,使用条件,除くクレーム)に注意





目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





2.統計

◆ 分析対象(合計96件)

- 裁判所HP[期間:20160331まで/検索式:特許*(明確性要件+36条第6項2号)]
- 記載要件に関する裁判例[産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会 第4回 審査基準専門委員会WG 参考資料3]

◆ 統計

	総計		審取 (査定系)		審取 (当事者系)		侵害 訴訟系	
明確	74件	77%	6件	60%	47件	80%	21件	78%
不明確	20件	21%	4件	40%	12件	20%	4件	15%
他	2件	2%	-	-	-	-	2件	7%
総計	96件	100%	10件	100%	59件	100%	27件	100%

※審取(査定系)：拒絶審決・異議決定取消訴訟 ※審取(当事者系)：無効・訂正審決取消訴訟
 ※侵害訴訟系：特許侵害訴訟、仮処分 ※他：PBP判決2件(平成24(受)1204号/平成24(受)2658号)
 は裁判所が明確/不明確の最終判断を行っていないため「他」と分類した。

考察

- 明確性要件で特許無効と判断される可能性はゼロではない
 → 無効を主張する際の選択肢の一つとして検討することは有効





目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





3. 裁判例紹介(3-1. 基本的な考え方)

平成24年(受)第1204号(平成27年6月5日判決言渡)…いわゆるPBP判決

特許法36条6項2号によれば、特許請求の範囲の記載は、「発明が明確であること」という要件に適合するものでなければならない。

…同法36条6項2号が特許請求の範囲の記載において発明の明確性を要求しているのは、この目的を踏まえたものであると解することができる。

この観点からみると、物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されているあらゆる場合に、その特許権の効力が当該製造方法により製造された物と構造、特性等が同一である物に及ぶものとして特許発明の技術的範囲を確定するとするならば、これにより、第三者の利益が不当に害されることが生じかねず、問題がある。

…特許請求の範囲等の記載を読む者において、当該発明の内容を明確に理解することができず、権利者がどの範囲において独占権を有するのかについて予測可能性を奪うことになり、適当ではない。

ケーススタディ

- 第三者の予測可能性を奪うほどに不明確かどうか…という観点





3. 裁判例紹介(3-1. 基本的な考え方)

平成26年(行ケ)第10254号(平成27年11月26日判決言渡)

明確性要件の充足性は、あくまで、明細書の記載及び図面を考慮した上で、特許請求の範囲の記載が第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

平成27(行ケ)10105号(平成28年3月9日判決言渡)

特許法36条6項2号は、…この趣旨は、特許請求の範囲に記載された発明が明確でない場合には、特許の付与された発明の技術的範囲が不明確となり、第三者に不測の不利益を及ぼすことがあり得るため、そのような不都合な結果を防止することにある。

そして、特許を受けようとする発明が明確であるか否かは、特許請求の範囲の記載のみならず、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願時における技術的常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

ケーススタディ

- 第三者に不測の不利益を与えるほどに不明確かどうか…という観点
- 明確性要件は明細書,技術常識等を考慮した上で判断される





3. 裁判例紹介(3-1. 基本的な考え方)

◆ 小括

基本的な考え方として

- 第三者の予測可能性を奪うほどに(不測の不利益を与えるほど)に不明確かどうか…という観点
- 明確性要件は明細書, 技術常識等を考慮した上で判断される



目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ 9パターンに基づきポイントを抽出(パターン05以降:特異な類型)



付属資料2

パターン01	クレーム自体から判断	事例1	明確	青果物 1 0 0 g あたりの切れ込みの長さの合計	
パターン02	一見不明確な用語	事例2	不明確	わずかに開かれる	
		事例3	明確	僅かなクリアランス	
		事例4	明確	アルコール系	
		事例5	明確	略水平	
		事例6	明確	近傍	
		事例7	明確	ほぼ共面	
		事例8	明確	その上下の全長より充分に小さな寸法の間隙	
パターン03	複数の解釈を持つ用語	事例9	不明確	放射性物質から放出される放射線量を低減する	
パターン04	用語の定義があるものの不明確と判断	事例10	不明確	物理的性質	
特異な類型	パターン05	PBPクレーム	事例11	—	PBPクレーム
	パターン06	平均粒径 平均粒子径	事例12	不明確	平均粒子径
			事例13	不明確	平均粒径
			事例14	明確	平均粒径
	パターン07	官能試験	事例15	不明確	0.012~0.003重量%の範囲であって甘味を呈さない量
			事例16	明確	食塩含有食品の塩味をやわらげ刺激を丸く感じさせる
	パターン08	使用条件	事例17	不明確	安定化された溶媒組成物
	パターン09	除くクレーム	事例18	明確	除くクレーム中の「回折強度比(R値)」
			事例19	不明確	除くクレーム中の「研磨しうる弾性体」

※事例11は明確/不明確をジャッジしていない





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン1(事例1)



付属資料3

～クレーム自体から判断～

事例1: 青果物 100g あたりの切れ込みの長さの合計(青果物用包装袋)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 包装袋全体に設けられた切れ込みの長さの合計と、青果物用包装袋に包装されている青果物の重量又は包装される青果物のあらかじめ設定されている重量とに基づいて、一義的に定まる数値である

ケーススタディ

- 特許請求の範囲自体が明確であるから、明確であると判断された





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン2(事例2,3) 付属資料3

～一見不明確な用語～

事例2:わずかに開かれる(地震時ロック方法)

[結論:不明確]

[裁判所の判断] 技術常識によれば、扉のロック方法において、…、一定のいわゆる「遊び」が設けられることもあるのであるが、それらを「わずかに」との表現が含むのかは全く不明である。そして、本件明細書の発明の詳細な説明中にも、「わずかに」で表される程度を説明したり、その程度について示唆するような具体的な記載はない…係止体が「わずかに」開かれるまで当たらないこと…による効果についても、本件明細書の発明の詳細な説明には、何ら記載されていない。

事例3:僅かなクリアランス(生海苔異物分離除去装置)

[結論:明確]

[裁判所の判断] 本件明細書には、「僅かなクリアランス」について、具体的数値の記載はないものの、クリアランスの作用、効果についての本件明細書の記載及び効果についての記載を参酌すれば、当業者にとってクリアランスがおよそどの程度のものであるかは容易に理解し得る

ケーススタディ

- 明細書、技術常識が参酌され、明細書の参酌にあたり発明の技術的意義(目的,課題,効果)が参酌されている。





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン2(事例4)



付属資料3

～一見不明確な用語～

事例4:アルコール系(ゼリー状体液漏出防止材)

[結論:明確]

[裁判所の判断] 本件特許に係る明細書の記載によれば、…「アルコール系を主成分とするゼリー」にいう「アルコール系」の意味についても、粘液状のゼリーの主成分として構成されるものであり、また遺体の体液を吸収するための高吸水性ポリマーを分散して保持することの可能なものであることからすると、「高吸水性ポリマーに吸収されない親水性を有する液状アルコールに分類される化合物」であると解することができる。

ケーススタディ

- 明細書が参酌され、明細書の参酌にあたり発明の技術的意義(目的,課題,効果)が参酌されている。





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン2(事例5)



付属資料3

～一見不明確な用語～

事例5: 略水平(大便器装置)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 「略水平」とは、当該技術分野の平均的な技術水準において、棚を水平を保ったということであり、なるべく水平な状態にしたとか、ほぼ水平であるといった程度の意味ととらえられるから、それ自体として直ちに不明確なものとはいえない。…本件発明1は、上記…に認定のとおりであり、側部の棚を「略水平」にしたのは、曲率が比較的小さく遠心力が大きくない側部においては、棚を傾斜させるまでもなく、水平又はほぼ水平のままに、洗浄水の一部を自然とボウル部に適宜落下させれば足りるとしたものと理解できるから、「略水平」は、積極的に棚を傾斜させようとするものではないと認められる。そうであれば、当業者は、その技術水準に従い、棚は、なるべく又はほぼ水平であればよいと理解するのであり、それ以上に棚の傾斜の限界を認識しなければならない必要はない。

ケーススタディ

- 明細書及び技術常識が参酌され、明細書の参酌にあたり発明の技術的意義(目的, 課題, 効果)が参酌されている。





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン2(事例6,7,8) 付属資料3

～一見不明確な用語～

事例6: 容器上端部の近傍(溶剤等攪拌・脱泡方法)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 本件訂正発明…は、…溶剤等の攪拌・脱泡作業によって、…溶剤が容器より噴出したり溢れ出したりすることを防ぐことを技術課題するものであるところ、…温度の検知手段は、この課題を解決する観点から、容器の温度を測定するために設けられた手段であり、容器内の溶剤等の温度を測定できる位置に設置すれば、その役割を果たすことができるものと認められる。そして、…近傍という言葉自体は、「近所、近辺」(岩波書店刊、広辞苑第6版)と一般に理解されており、また、多数の特許請求の範囲の記載で使用されている技術的用語であることを考慮すると、「近傍」の範囲を更に数値により限定して具体的に特定しなければ、…上記技術的意義との関係において、課題を達成するための構成が不明瞭となるものではない。

事例7: ほぼ共面(インシチュウモニタ)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 本件明細書の記載によれば、「(中実な) ポリウレタンプラグ42」の上面と「パッド18」における「カバー層22」の表面がほぼ共面となっている構成を備えることにより、レーザービームの有害な散乱を生じさせるスラリが殆ど存在しないとの作用効果を奏するというのであるから、請求項1における「前記プラグは前記研磨パッドの表面とほぼ共面の上面を有する」との構成の「ほぼ共面」とは、「プラグ」の上面と「研磨パッド」の表面との間に「ギャップが存在しないこと」をいうことは、本件明細書から明らかである。





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン2(事例6,7,8) 付属資料3

～一見不明確な用語～

事例8: その上下の全長よりも十分に小さな寸法の隙間(洗濯機の脱水槽)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 本件発明の「十分に小さな寸法」とは、「フィルタ部材の上下の全長」を基準とした比較において「十分に小さな寸法」をいうことが明らかであり、基準となる長さが明示されている以上、「十分に」なる用語が用いられていることをもって、比較の基準又は程度が不明確であり、殊更に不明確な表現が用いられているということもできない。…以上のとおり、本件発明の「フィルタ部材の上限の全長」に対して「十分に小さな寸法の隙間」を設ける構成については、…という技術的意義を有することを前提として、適宜設定可能であるということが出来る。

…発明の技術的意義や特許請求の範囲に記載された発明特定事項を検討する際に、明細書の発明の詳細な説明に記載された構成だけではなく、発明の目的、課題及び効果を参酌することも当然に許される

ケーススタディ

- 明細書、技術常識が参酌され、明細書の参酌にあたり発明の技術的意義(目的, 課題, 効果)が参酌されている。





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン3(事例9)



付属資料3

～複数の解釈を持つ用語～

事例9:放射性物質から放出される放射線量を低減する(放射線低減方法)

[結論:不明確]

[裁判所の判断] ①放射性物質から放出された放射線を消失させるとの技術事項、とも②放射線の発生それ自体を抑制すると技術事項とも、③放射性物質を除くことにより放射線量を低減すると技術事項とも解される。そして、本願明細書の…記載や本願発明出願時の技術常識を参酌しても、そのいずれかであるかを決することはできず、本件特定事項は不明確なものというほかない。

ケーススタディ

- 明細書及び技術常識が参酌されている。
- 複数候補まで絞れるが1つの意味内容にまで絞り込めなかった





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン4(事例10)



付属資料3

～用語の定義があるものの不明確と判断～

事例10: 物理的性質(カーボンファイブリル)

[結論: **不明確**]

[裁判所の判断]「物理的性質」について、…本願明細書には、「集合体の固有の測定可能な性質、たとえば、抵抗率、を意味する。」(段落【0011】)、「抵抗率は等方性であり」(段落【0039】)と記載され、多様な意義を有するものとして記載されている。また、一般に「物理的性質」には、熱的、電氣的、磁氣的、光学的、機械的等の諸性質を含むものと理解される。以上を総合すると、本願の請求項1に係る…「物理的性質」について、どのような要素までを含むのか、また、どのようにして測定した結果均一であると判断するのかを確定することができないから、本願の請求項1は不明確である。

ケーススタディ

- 明細書及び技術常識(一般に…)として定義があったとしても、その範囲が広範に過ぎると不明確と判断される場合がある。





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン5(事例11)



付属資料3

～PBPクレーム～

事例11:PBPクレーム(プラバスタチンナトリウム)

[結論:ジャッジせず]

[裁判所の判断]物の発明についての特許に係る特許請求の範囲にその物の製造方法が記載されている場合において、当該特許請求の範囲の記載が特許法36条6項2号にいう「発明が明確であること」という要件に適合するといえるのは、出願時において当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ实际的でないという事情が存在するときに限られると解するのが相当である。

ケーススタディ

● PBPクレームにおいては不可能・非实际的な事情がない場合は不明確と判断される場合がある。





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン6 (事例12,13,14)



付属資料3

～平均粒径、平均粒子径～

事例12: 平均粒子径(遠赤外線放射体)

[結論: 不明確]

[裁判所の判断] 当業者全体の間において見たとき、レーザ回折・散乱法による測定装置で計測することが既に主流になっていたとか、一般化していたということもできないというべきであって、当業者の間に、既にレーザ回折・散乱法による測定装置で計測することが自明であるという技術常識が存在していたということとはできない。そして、…本件明細書(甲2、乙A20の2)に「平均粒子径」の意義を特定、することができる手掛かりとなる記載が存するとは認められないから、本件明細書(甲2、乙A20の2)に接した当業者は、本件発明の「平均粒子径10 μ m以下」という文言について、その意義を理解することができず、本件特許は、特許法にいう明確性の要件を満たしていないというほかない。

事例13: 平均粒径(線状低密度ポリエチレン系複合フィルム)

[結論: 不明確]

[訂正審判の経緯] 「平均粒径」の測定対象の不活性微粒子の形状を「球状」に限定

[裁判所の判断] 球状粒子とはいっても、真球ではない以上、球に近似した代表径であり、近似した直径であるにすぎず、球状粒子の直径自体を意味しているとはいえない。なお、球状粒子の場合には、測定される粒径が粒子が球に近いことから、実際の個々の粒子の直径に近似した値が得られやすいというに過ぎず、その直径自体を意味しているとの主張は妥当でない





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン6 (事例12,13,14)



付属資料3

～平均粒径、平均粒子径～

事例14: 平均粒径(エチレン- α -オレフィン共重合体)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] 本件重合方法は、本件出願当時に周知のユニポール法であり、ユニポール法においては、担体および生成物の「平均粒径」を「ふるい分け法」によって測定するのが通常であって、本件明細書の記載に接した当業者であれば、本件発明の「平均粒径」は、「ふるい分け法」によるものであると理解するのが事前かつ合理的であるというべきである。

ケーススタディ

- 測定方法が明確か否かに基づき明確性要件が判断される場合があり、その際、明細書及び技術常識が参酌されて判断される





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン7 (事例15,16)



付属資料3

～官能試験～

事例15: 甘みを呈さない量(渋味マスキング法)

[結論: **不明確**]

[裁判所の判断] 甘味閾値の測定は人の感覚による官能検査である以上、…測定方法の違い等の種々の要因により、甘味閾値は異なる蓋然性が高く、…、当業者が測定した場合に、「甘味を呈さない量」であるか否かの判断が常に同じとなるとはいえない。

事例16: 刺激を丸く感じさせる(食品風味向上法)

[結論: **明確**]

[裁判所の判断] 実験例 1 及び 2 において、シュクラロースの塩なれ効果は、パネル10名による官能により四段階の判断基準に分けて評価され、…評価についての判断基準は特定されており、不明りようであるとはいえない。

ケーススタディ

- 官能検査においても明細書の記載が参酌される。また、官能検査においては判断基準にぶれがないように実施例を記載すると良いと考えられる





3. 裁判例紹介(3-2. パターン別事例検討)

◆ パターン8(事例17)



付属資料3

～使用条件～

事例17:安定化された溶媒組成物(臭化アルカン溶媒)

[結論:不明確]

[裁判所の判断]「安定化された」とは、「安定剤を含まない溶媒において金属腐食が始まる時点であっても、安定剤を溶媒に添加することによって当該時点において金属が腐食しない」という意味として理解できるとしても、「安定化された溶媒組成物」との記載は、…同一溶媒組成物を用いても、使用条件によっては「安定化された」場合とそうでない場合が存在し得るのであるから、使用条件が特定されていない「安定化された溶媒組成物」との記載は明確であるとはいえない。

ケーススタディ

- 使用条件に応じて状態(安定化されるか否か)が変わる場合に不明確と認定されることがある。





3. 裁判例紹介(3-2.パターン別事例検討)

◆ パターン9(事例18,19)



付属資料3

～除くクレーム～

事例18: 除くクレーム中の「回折強度比(R値)」(経口投与用吸着剤)

[結論: 明確]

[裁判所の判断] X線回折法については、日本工業規格（JIS）、日本薬局方、日本学術振興会が定めた測定法（学振法）にそれぞれ規格が定められており、明細書にR値の測定方法に関する記載がなくとも、これらの規格に従って測定方法を決定し得るものと認められ、測定条件についても適宜決定し得るものと認められる

事例19: 除くクレーム中の「研磨しうる弾性体」(樹脂凸版)

[結論: 不明確]

[裁判所の判断] 研磨しうる弾性体」との文言があるが、その定義や説明はなく、本件補正後の請求項1の記載からは、その意味は明らかではない。…「一般的な固体の物質」は「研磨しうる弾性体」としての性質を有するから、…「研磨しうる弾性体」即ち「一般的な固体の物質」を除いた後に、どのような性質のものが残るかを想定することは困難である。

ケーススタディ

- 除くクレームでも明細書及び技術常識が参酌されている。除くクレームの場合は本願明細書に定義等の記載がないことが多く注意が必要。





目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





3. 裁判例紹介(3-3. 明確性判断時のポイント)

◆ 以上に基づく明確性要件判断時のポイントの提言

<ポイント>

- ・持つべき観点: 第三者の予測可能性を奪うほどに(第三者に不測の不利益を与えるほどに)不明確かどうか
- ・特許請求の範囲、明細書、技術常識に基づき判断
- ・発明の技術的意義(目的, 課題, 効果)が参酌される場合あり
- ・特異な類型(PBP, 測定方法, 使用条件, 除くクレーム)に注意



目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





4.実務への取組の提言

- ◆ 共通事項: 明確性判断時のポイントを念頭に置く
- ◆ 出願人
 - 発明の技術的意義を考慮しながらクレームの用語を選定
 - 一般用語であれば自身のイメージと使用した用語のずれがないかを客観的証拠(辞典、辞書等)に基づきチェック
 - 用語の定義を入れる、但し、広範すぎる定義にならないよう注意
 - 特異な類型(PBP,測定方法,使用条件,除くクレーム)等に注意
- ◆ 特許権者・第三者(被疑侵害者)
 - 問題となる用語につき明細書に定義等なき場合は、発明の技術的意義を参酌したり、技術常識がどのようなものであるかの証拠収集が有効



目次

1.概要

2.統計

3.裁判例紹介

3-1.基本的な考え方

3-2.パターン別事例検討

3-3.明確性判断時のポイント

4.実務への取組の提言

5.まとめ





5.まとめ

◆ Key points

– 明確性判断時には下記を念頭に判断すると良い

<ポイント>

- 持つべき観点: 第三者の予測可能性を奪うほど(第三者に不測の不利益を与えるほどに)に不明確かどうか
- 特許請求の範囲、明細書、技術常識に基づき判断
- 発明の技術的意義(目的, 課題, 効果)が参酌される場合あり
- 特異な類型(PBP, 測定方法, 使用条件, 除くクレーム)に注意



Appendix(付属資料)



2016年度特許第2委員会第4小委員会

付属資料1

◆ テーマ

- 判例研究(侵害,審決取消を含む裁判例全般)
- 2016年度は「明確性要件」に着目して研究を実施
(背景:2015年度にPBP判決があったことなど)



◆ 研究メンバー

2016年度特許第2委員会

委員長 河瀬博之(中外製薬)

委員長代理 室山竜太(日立国際電気) 成井洋二(日油)

同第4小委員会(12名)

小委員長 松倉英樹(ジヤトコ)

小委員長補佐 勝地浩基(大阪ソーダ)

委員 伊波興祐(新日鐵住金ステンレス) 岡本誠司(富士ゼロックス)

流石大輔(アステラス製薬) 住吉博昭(サントリー) 陶山真矢(TDK)

平良孝史(コニカミノルタ) 塚原剛(キヤノン) 兵澤幾子(麒麟)

傍土雄介(ソニー) 矢野英寿(東芝ライテック)





事例一覧

付属資料2



戻る

パターン01	クレーム自体から判断	事例1	明確	平成26(行ケ)10254号(平成27年11月26日)
パターン02	一見不明確な用語	事例2	不明確	平成17(行ケ)10749号(平成19年3月28日)
		事例3	明確	平成13(行ケ)586号(平成15年9月9日)
		事例4	明確	平成19(ウ)10008号(平成20年9月29日)
		事例5	明確	平成26(行ケ)10243号(平成27年7月28日)
		事例6	明確	平成21(行ケ)10329号(平成22年7月28日)
		事例7	明確	平成24(行ケ)10117号(平成24年12月20日)
		事例8	明確	平成25(行ケ)10121号(平成25年11月28日)
パターン03	複数の解釈を持つ用語	事例9	不明確	平成26(行ケ)10121号(平成26年12月24日)
パターン04	用語の定義があるものの不明確と判断	事例10	不明確	平成20(行ケ)10247号(平成21年3月25日)
パターン05	PBPクレーム	事例11	-	平成24(受)1204号(平成27年6月5日)
パターン06	平均粒径 平均粒子径	事例12	不明確	平成20(ネ)10013号(平成21年3月18日)
		事例13	不明確	平成16(行ケ)290号(平成17年3月30日)
		事例14	明確	平成17(行ケ)10661号(平成19年2月21日)
パターン07	官能試験	事例15	不明確	平成25(行ケ)10172号(平成26年3月26日)
		事例16	明確	平成26(行ケ)10117等(平成26年12月9日)
パターン08	使用条件	事例17	不明確	平成24(行ケ)10387号(平成25年9月19日)
パターン09	除くクレーム	事例18	明確	平成20(行ケ)10065号(平成21年3月31日)
		事例19	不明確	平成21(行ケ)10041号(平成21年9月30日)





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例1

【請求項 1】



フィルムを含む包装袋であり、前記包装袋に1個以上の切れ込みがあり、切れ込み1個あたりの長さ L (mm)／フィルムの厚み T (mm)の比 (L / T) が16以上250以下であり、 T が0.01mm以上0.1mm以下であり、青果物100gあたりの切れ込みの長さの合計が0.08mm以上17mm以下であることを特徴とする青果物用包装袋。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例2

【請求項 1】



地震時に扉等がばたつくロック状態となるロック方法において棚本体側に取り付けられた装置本体の扉等が閉じられた状態からわずかに開かれるまで当たらない係止体が地震時に扉等の開く動きを許容しない状態になり、前記係止体は扉等の戻る動きとは独立し扉等の戻る動きで解除されず地震時に扉等の開く動きを許容しない状態を保持し、地震のゆれがなくなることにより扉等の戻る動きと関係なく前記係止体は扉等の開く動きを許容して動き可能な状態になる扉等の地震時ロック方法。





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例3

【請求項 1】



筒状混合液タンクの底部周端縁に環状枠板部の外周縁を連設し、この環状枠板部の内周縁内に第一回転板を略面一の状態で僅かなクリアランスを介して内嵌めし、この第一回転板を軸心を中心として適宜駆動手段によって回転可能とするとともに前記タンクの底隅部に異物排出口を設けたことを特徴とする生海苔の異物分離除去装置。





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例4

【請求項 1】



遺体の体腔に装填される体液漏出防止材が、アルコール系を主成分とするゼリーの中に高吸水性ポリマー粉体が多数分散してなることを特徴とするゼリー状体液漏出防止材。





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例5

【請求項 1】



大便器のリム直下でボウル内面に沿って略水平にボウル部の後方側部より前方に洗浄水を供給する1つのノズルと、洗浄水をボウル全周に導くボウル内面に沿った棚と、この棚の上方に設けられたリム部と、を備えた大便器装置において、前記リム部は前記棚から上方に向けて内側に張り出すオーバーハング形状となっており、前記棚は、前記ボウル部の側部では略水平で且つ前記ボウル部の前方部ではボウル部中央に向かって下方に傾斜し、前記ノズルから噴出した洗浄水が前記棚に沿って略一周を旋回するように構成されていることを特徴とする大便器装置。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例6

【請求項 2】



溶剤等を収納する容器と、該容器の上端部が公転中心側に向かって傾くようにして該容器を端側にて支持するアーム体と、伝達手段を介して容器及びアーム体を回転するための駆動源とを備えた溶剤等の攪拌・脱泡装置において、装置本体には、少なくとも容器内を真空状態にするための真空手段と、容器に収納された溶剤等の温度を検知すべく、容器の上端部の近傍に設けられる検知手段とが設けられていることを特徴とする溶剤等の攪拌・脱泡装置。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例7

【請求項 1】



ウエハに対してケミカルメカニカルポリッシング（CMP）を行うための装置であつて、（a）シャシに回転自在に設置され、ホール（孔）を自身に有する回転可能な研磨プラテンと、（b）プラテンに設置され、研磨スラリーによりウェットで、プラテンのホールと調心されたウィンドウを有する、発泡材料からなる表面を有する研磨パッドであり、前記ウィンドウは、該パッドに形成された中実な材料からなるプラグであつて、レーザービームに対して透過性を有する前記プラグを備え、前記プラグは前記研磨パッドの表面と**ほぼ共面**の上面を有する、前記研磨パッドと、（c）研磨パッドに対してウエハを保持するための、回転可能な研磨ヘッドであつて、このウエハが酸化物層の下の半導体基板を備える、前記研磨ヘッドと、（d）ウエハへ向けてレーザービームを発生させることが可能であり且つウエハ及びホール（孔）から反射されてくる光を検出することが可能なレーザー干渉計を有する終点検出器とを備え、前記ウィンドウは、ウエハが前記ウィンドウの上にある時は、周期時間の少なくとも一部の間レーザービームをウエハへ入射させるための通路を与える装置。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例8

【請求項 1】



金属板を円筒状に曲成しその両端部を接合することにより形成した胴部と、この胴部の下縁部に結合した底板、及び胴部の上縁部に装着したバランスリングとを具備するものにおいて、フィルタ部材を具え、このフィルタ部材が上下の全長で前記胴部の接合部を内側より覆い、その上下の全長より充分に小さな寸法の隙間を前記バランスリング又は底板との間に余すことを特徴とする洗濯機の脱水槽。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例9

【請求項 1】



磁気水処理装置の内部に磁石による磁力線が通った路を水が流れることで生成される磁力還元水を、放射性物質と合わせることにより、当該放射性物質から放出される放射線量を低減することを特徴とする放射線低減方法。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例10

【請求項 1】



(a) 多数のランダムに配向されたカーボンフィブリルの三次元の巨視的集合体であって、前記フィブリルが実質的に一定の直径を有する実質的に円筒状であり、その円筒軸に対して実質的に垂直な c 軸を有し、熱分解堆積炭素を実質的に含まず、かつ3.5～70nmの直径を有しており、前記集合体はその少なくとも一次元軸に沿って比較的均一な物理的性質および0.001～0.50g/ccの嵩密度を有している、前記集合体；および(b)(i)粒状固体、または(ii)電気活性物質、または(iii)触媒活性の金属または含金属化合物からなる第二成分をフィブリル 1 部当り50部以下の量で含んでいる複合材料。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例11

【請求項 1】



次の段階： a) プラバスタチンの濃縮有機溶液を形成し、 b) そのアンモニウム塩としてプラバスタチンを沈殿し、 c) 再結晶化によって当該アンモニウム塩を精製し、 d) 当該アンモニウム塩をプラバスタチンナトリウムに置き換え、そして e) プラバスタチンナトリウム単離すること、を含んで成る方法によって製造される、プラバスタチンラクトンの混入量が0.5重量%未満であり、エピプラバの混入量が0.2重量%未満であるプラバスタチンナトリウム。





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例12

【請求項 1】



セラミックス遠赤外線放射材料の粉末と、全体に対し自然放射性元素の酸化トリウム含有量として換算して0.3以上2.0重量%以下に調整したモナザイトの粉末とを共に10 μ m以下の平均粒子径としてなる混合物を、焼成し、複合化してなることを特徴とする遠赤外線放射体。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例13

【請求項 1】



平均粒径が3～15 μm の不活性微粒子を0.3～2重量%を含む密度が0.88～0.91g/cm³であり、重量平均分子量/数平均分子量が1～3である線状低密度ポリエチレンよりなるA層と、平均粒径が2～7 μm の不活性微粒子を0.3～1.5重量%を含む密度が0.905g/cm³以上で、かつA層に用いた線状低密度ポリエチレンの密度より高い密度である線状低密度ポリエチレンよりなるB層とからなり、前記不活性微粒子が、球状シリカ、球状ゼオライトまたは球状架橋ポリメチルメタアクリレート粒子であることを特徴とする線状低密度ポリエチレン系複合フィルム。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例14

【請求項 1】



密度0.910～0.935g/ml、メルトインデックス0.1～5 g / 10分の直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体に不飽和アルコキシシラン、有機過酸化物を配合した後、押出機中で有機過酸化物の分解温度以上に温度を上げて製造された水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体であって、前記直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体として、比表面積50～1000m²/g、平均粒径50～200 μ m、細孔直径50～200 Åの無機酸化物多孔体からなる担体に酸化クロムを含有する重合触媒成分を担持させた重合触媒と、エチレン80～98重量部および α -オレフィン20～2重量部からなるモノマー流体とを、気相流動床反応器中で、30～105℃の温度、5～70気圧の圧力、1.5～10のGmfの条件で接触させて得た比表面積500～2000cm²/g、かさ密度0.2～0.5g/ml、平均粒径0.5～1.5mmのグラニューラ状物を使用することを特徴とする水架橋性不飽和アルコキシシラングラフト直鎖状低密度エチレン- α -オレフィン共重合体。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例15

【請求項 1】



茶、紅茶及びコーヒーから選択される渋味を呈する飲料に、スクラロースを、該飲料の0.0012～0.003重量%の範囲であって、甘味を呈さない量用いることを特徴とする渋味のマスキング方法。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例16

【請求項 1】

食塩を2～8重量%含有する食品に、シュクロースを、その甘味の閾値以下の量添加することを特徴とする、食塩含有食品の塩味をやわらげ刺激を丸く感じさせる風味向上法。





各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例17

【請求項 1】



安定化された溶媒組成物であって、臭化 n - プロピルを少なくとも90重量%含有する溶媒部分とニトロアルカン、1、2 - ブチレンオキサイドおよび1、3 - ジオキソランを含んでいて1、4 - ジオキサンを含まない安定剤系部分を含む溶媒組成物。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例18

【請求項 1】



フェノール樹脂又はイオン交換樹脂を炭素源として製造され、直径が0.01～1 mmであり、ラングミュアの吸着式により求められる比表面積が1000m²/g 以上であり、そして細孔直径7.5～15000nmの細孔容積が0.25mL/g 未満である球状活性炭からなるが、但し、式（1）： $R=(I_{15}-I_{35})/(I_{24}-I_{35})(1)$ 〔式中、 I_{15} は、X線回折法による回折角(2 θ)が15°における回折強度であり、 I_{35} は、X線回折法による回折角(2 θ)が35°における回折強度であり、 I_{24} は、X線回折法による回折角(2 θ)が24°における回折強度である〕で求められる回折強度比（R値）が1.4以上である球状活性炭を除く、ことを特徴とする、経口投与用吸着剤。



各事例クレーム

付属資料3

◆ 事例19

【請求項 1】



液状光硬化性樹脂を硬化させることによって形成された樹脂凸版本体、ベースフィルム層、感圧型接着剤層、金属板又は合成樹脂板の順に、直接積層されてなり、該金属板又は該合成樹脂板の剛性は、該樹脂凸版本体、該ベースフィルム層又は該感圧型接着剤層の剛性よりも高く、該樹脂凸版本体裏面は、該ベースフィルム層を通して光を照射することにより、硬化せしめられたものであり、該感圧型接着剤層は全体に亘ってほぼ均一な厚みを有し、且つ該感圧型接着剤層側に位置する該金属板又は該合成樹脂板の表面は平坦であることを特徴とする、液晶表示部の配向膜印刷用低カップング性樹脂凸版。但し、前記金属板又は前記合成樹脂板は研磨しうる弾性体ではないし、前記樹脂凸版を構成するその他の材料もいずれも研磨しうる弾性体ではないし、かつ、前記樹脂凸版にはいかなる態様でも研磨しうる弾性体が付加されることはない。



ご清聴有難うございました

～世界から期待され、世界をリードするJIPA～



一般社団法人日本知的財産協会

